自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」基金 通信

vol.77　2017年6月30日

事件報告　えりもの森裁判
事件報告　沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟
事件報告　核燃サイクル阻止１万人訴訟
期日情報
いのちはじゅんぐり
利根川源流からエネルギー革命を！
マミーｓ’日記
北川湿地に生きた生き物たち　●事務局より

事件報告　えりもの森裁判

えりもの森裁判の現状

２０１５年１０月に報告した北海道「えりもの森」裁判は、この夏に証人尋問を実施し、早ければ年内や年度内にも判決が出るかもしれません。そこで、この裁判の内容とこれまでの経緯をお知らせしたいと思います。

北海道は、平成１７年に、北海道えりも町内の山林を「受光伐(じゅこうばつ)」という名目で伐採するとともに、「地拵え(じごしらえ)」として植栽に邪魔になるという理由で立木を数多く伐採しました。稚幼樹への光を遮る老木や枯損木だけではなく、健全な樹木まで伐採し周辺は皆伐状態となっていたのです。また、この伐採現場に行く途中には、ナキウサギが生息している岩塊地もありましたが、重機の通る道路や伐採した木の集材路を作るために破壊されました。そこで、市民３名が原告となり、平成１７年と平成１８年の２度に渡り、北海道から伐採当時の責任者らに、失われた立木や森林の価値などを北海道に賠償させるよう求める裁判を起こしました。一審の札幌地裁は平成２３年、伐採木は売却されているのだから「損害がない」として棄却しましたが、二審の札幌高裁で平成２４年、売却されていない伐採木があることに照らすと「損害がないとはいえない」として、訴えていた内容の一部を地裁に差し戻す判決が出ました。これに北海道側が上告をし、最高裁が平成２７年始めに札幌高裁の判決を支持（上告棄却）したため、ようやく札幌地裁で差戻し審が始まったのが平成２７年５月でした。

差戻し審では、より詳細に、受光伐の名のもとに当初の予定区画外の木を越境して伐採したことや、地拵えによって伐採された木の中で、植林作業に支障があったとは思えない、いわば伐らなくてもよかったのに伐られた木を、調査結果や写真によって明確にできるものに絞り込むとともに、損害額は北海道や林野庁が採用する算出方法などを利用して計算するなど、札幌高裁判決が差し戻した争点に応えるべく進めてきました。また、地方公務員の損害賠償を規律する地方自治法の解釈適用という法律的な争点もあります。

提訴当時からは何度も裁判官の交代があり、現地を見に来た裁判官もいましたが、現在の裁判官は写真でしか現地の雰囲気を知ることがないため、夏にも予定される尋問では、伐採当初から現地に何度も調査に赴いた原告の一人が尋問で現地の惨状を裁判官に説明するとともに、なぜ越境伐採や無用な地拵え伐採が行われたのかを、当時の現地森林管理の責任者らの尋問によって明らかにすべく、訴訟の終盤戦に取り組んでいきます。

(文)えりもの森裁判弁護団　　弁護士木場知則

事件報告　沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

控訴審において口頭弁論（Hearing）が開かれました

沖縄ジュゴン訴訟は、辺野古基地建設が、米国国家歴史保存法（NHPA）と同等の内容をもつ日本の文化財保護法において天然記念物に指定されている沖縄ジュゴンに影響するため、NHPA違反となることの確認を求め、米国政府を被告として、2003年9月24日にサンフランシスコ連邦地裁に提訴したものです。

ジュゴン訴訟は、2008年には、米国政府は沖縄ジュゴンに配慮しておらず違法状態であるという画期的な判断を勝ち得ました。ところが、2014年から新たに本件訴訟を担当することとなったチェン判事は、2015年2月、原告の請求について却下判決を下しました。当該却下判決到底承服できるものではなく、私たちは、2015年4月、当該判決に対し控訴申立てを行い、米国の第9巡回控訴裁判所において審理されることとなりました。

控訴審後の原告代理人や原告、支援者の方々との集合写真。米国第９巡回控訴裁判所前にて。

そして、2017年3月15日、控訴審の口頭弁論（Hearing）が開かれました。口頭弁論には、日本から参加した弁護団のほかに、アメリカ在住の沖縄の方々、原告NGOの弁護士やスタッフ、原告代理人弁護士が所属するEarth Justiceのスタッフ、そして、この裁判を支援してくれているNational Trust for Histric Preservationの弁護士など、大勢の傍聴人が聴く中で行われました。

アメリカの裁判は、法廷の場において、裁判官に対してのプレゼンテーションが要求されます。また、裁判官から弁護士に対して矢継ぎ早に鋭い質問が飛び、大変厳しい議論が行われます。なお、この裁判の様子は録画され、裁判所のHP（http://www.ca9.uscourts.gov/media/view_video.php?pk_vid=0000011215）で閲覧することが可能となっていますので、ご興味のある方はアクセスください。

原告代理人弁護士が所属する Earth Justice の事務所での会議風景

裁判官らは原被告双方に対して鋭い質問をしていましたが、原告代理人は事前に十分な準備をした様子で、質問に明確に回答し、裁判官も納得した様子でした。これに対し、被告代理人は裁判官の質問への返答に窮する場面が複数回あり、裁判官も呆れたような表情を見せることもありました。

今回の口頭弁論は、原告にとって非常に手応えを感じるものでした。第9巡回裁判所において、控訴は10％程度しか認められていないので、楽観視はできませんが、勝訴判決（原審の破棄差戻し）が下される可能性は十分にあり、我々弁護団としては本案の審理に向けて準備を進めているところです。

みなさまに応援していただいているこの訴訟は、今まで大きな成果を上げてきており、この闘いはまだまだ続きます。辺野古基地問題が緊迫している状況の下、本件訴訟は、辺野古基地建設の阻止を米国に対して直接働きかける唯一の訴訟であり、沖縄における運動にとって重要な意義を有します。

ジュゴンや辺野古、大浦湾の自然を守るために、私たちは同訴訟に引き続き取り組んでいく所存です。どうか、今後ともご支援をいただきますようお願い申し上げます。

（文・写真）

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団
弁護士　小林　哲也

事件報告　核燃サイクル阻止1万人訴訟

核燃裁判の現状と見直し

2018年は日米原子力協力協定改定の年であり、再処理を継続できるか否かは米国の一存にかかっており、余剰プルトニウム問題と相まって予断を許さない状況にあります。

六ヶ所再処理工場は、停止中でも年間800億円とも1100億円（1日2～3億円）とも言われる維持費がかかり、大株主である東京電力の事実上の破産により日本原燃の財政は破綻寸前。株式会社としての存続は困難と見て、資源エネルギー庁は認可法人「使用済燃料再処理機構」を設立し、日本原燃が倒産しない救済策を講じました。ただし、この費用は電力利用者が負担することとされたので、私たちが再処理費用を支払うことになります。

また政府は、2016年12月21日、原子力関係閣僚会議を開催し、高速増殖炉もんじゅの廃炉を決定し、あわせて核燃料サイクルの堅持及び高速炉の研究開発推進の方針を確認しました。国の原子力利用計画の中で、もんじゅは再処理と並んで核燃料サイクルの両輪であり、プルトニウムリサイクルの一翼を担う要として位置づけられてきました。使用済燃料が六ヶ所再処理工場でプルトニウムに変り、それがもんじゅで使われることによって核燃料サイクルは完結するとされてきたのですが、もんじゅの廃炉によって、六ヶ所再処理工場でプルトニウムを作っても使い道がなく、「核燃料サイクルは堅持」の方針は、エネルギー政策の整合性を欠き不合理です。

福島原発事故を契機に新規制基準が制定され、目下原子力規制委員会が事業者の日本原燃が申請した再処理事業変更許可申請の適合性審査を行っている最中です。論点が多岐にわたっていること及び申請に対する補正が繰返されてきたことが原因で審査には長期間を要し、今年中に審査結果が出るかどうか不透明です。合格しても、現実に再処理工場が本格稼働するためには、継続の手続き（施工認など）、耐震性などを確保するための施設改修工事が必要となり、従って本格稼働時期は、予定された2018年上期よりも遅くなるものと思われます。

このように変更許可が出ないため、裁判は審理対象を欠いた状態にあり、原告団は、新規制基準自体の欠陥及び変更許可申請が不適合である主張を積み重ねています。他方国側は、審査結果が出る前なので、原告の主張に対する実質的反論は全く行わず、空転状態にあります。本格的な証人調べは審査結果が出た段階で開始します。弁護団の拡充を考えています。

核燃サイクル阻止１万人訴訟原告団　代表　浅石紘爾

「核燃・原発」反対を訴えて

期　日　情　報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】　青森地方裁判所
９月８日　13：30～　口頭弁論
（高レベル裁判、再処理裁判ともに）

【白保　新石垣空港】
・事業認定取消訴訟（最高裁判所）
上告中　動きなし
・完成検査合格処分取消訴訟（東京高等裁判所）
2017年２月28日　上告棄却

【上関原発】　山口地方裁判所
７月５日　11：00～　口頭弁論

【泡瀬干潟】最高裁判所　　上告中

【路木ダム】最高裁判所
２０１７年２月２１日　上告棄却

【えりもの森】札幌地裁
６月27日　13：30～　尋問

【有明】
・小長井・大浦漁業再生（最高裁判所）
２０１５年３月１日　上告中
・開門阻止（福岡高等裁判所）
控訴中
・小長井・大浦漁業再生（長崎地方裁判所）
８月１日　14：00～　口頭弁論
・請求異議訴訟
７月13日　10：30～　弁論準備
・開門差止仮処分（保全抗告）（福岡高等裁判所）
７月13日　上記手続終了後　審尋

【馬毛島】鹿児島地方裁判所
損害賠償請求事件　７月26日　10：30～　弁論準備

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】京都地方裁判所
７月11日　11：00～　弁論準備

【亀岡駅北＆スタジアム問題】京都地方裁判所
７月11日　10：30～　弁論準備

連載 命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介いただきます。熊本地震のニュースをみて、減災力アップに有機農業が有効であるとしみじみ思い３回シリーズで書いてくださいました。

蟇のいる里に生きる

グエッ、グエッ、グエッ、クックックッ…… 大寒が去り早春の暖かい雨の日に村中から蟇（ヒキガエル）が鳴き交わしながら大集合する。グエッ、グエッ、バシャバシャ。棚田の水源だった10坪位の小さな浅い溜池には毎年2～3日間で数百匹程の蟇が集い産卵する。一匹の雌に雄が群がる。数匹から始まり、巨大な蠢く蛙団子になって産卵と受精をする。正に蛙合戦である。2013年に新規有機就農で新しい地主になられたお隣のご夫婦が、この村の蟇の聖地を大切にしてくれるのが嬉しい。3年前、自然体験学習の子供たちが素手でいくらでも掬える真黒なオタマジャクシを虫籠に入れて150mほどの我家まで連れてきた。子供に蟇の話をし、まちで育てるのは難しい事を伝えて大部分は元の池に返させた。しかし、6匹ほどが庭先の、当時メダカを観察していた発砲スチロール容器に残った。メダカと共存しつつやがて手足が出て初夏に旅立った。

2年後の蛙合戦の頃、庭先のメダカ容器付近で蟇の鳴き声が聞こえた。普段あまり発声しない蟇なので、オヤ？と思ったがさして気に留めなかった。そしてもう1年経って今年、産卵期の夜、蟇が、例のメダカ容器に入って昨年より大きな声で鳴き仲間を呼んでいた。

そうか、蟇は生まれ、育ち、陸上界へ旅立った水辺へ戻って産卵するのだ。重量感ある体つきでノタノタと歩き、移動距離の短い蟇にとって適当な産卵場所は限られる。だからこそ、近親交配のリスクを小さくするために、蛙合戦と呼ばれたり、一見 集団強姦みたいな産卵形式をとるのだと合点した。

蟇は日本の蛙の中で一番小さい幼体で上陸するので、6匹中１匹が2年かけて成熟したのは幸運だったが、子作りに里帰りして、呼んでも応える相手がいないのは仕方がない。蟇よゴメン。蟇の生態を知らずに飼育した自分を反省。

日本の農政は経済的に強い農業をめざし、溜池利水の山間小農を見捨てた。その陰で、心の原風景たる農的自然生態系が人知れず変貌している。農業や農民の心の変貌は人間界だけに納まらず、その結果は将来世代の生存条件に反映する。私と蟇との小さな体験が投げかける課題は大きい。

図鑑で蟇はヒキガエルと片仮名表記され、意味不明で情緒もない。

莫は太陽が草の中に沈んで隠れることを示す。蟇は夕暮れ時に寝所から出て虫を食べる。夜行性動物です。蛙合戦も主戦は夜なのです。産卵期の雨の夜の里道は、行き交う蟇の優先道路です。徐行は当然で、何度も一時停車で横断待ちを余儀なくされます。

（文）福津農園　松沢政満

雌に群がる雄

数メートルもある長いひも状の卵塊

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

送電線下の伐採木（放置材）

利根川でラフティングなどを行っているキャニオンズの化石燃料から木質燃料への転換計画は、チップボイラーから薪ボイラーに変更にはなったが、前に進んでいる。昨年環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業」の「ＣＯ²削減ポテンシャル診断」を実施したので今年度は「低炭素機器導入事業」に応募できる。５０％の補助率なので民間のみの（行政が参加しない）事業としては高い補助率の事業だ。設計に当たっては広く専門家の協力を仰いでいるが、事業計画及び申請図書は地元で作成している。

山には切捨て間伐や捨て置きにされた根曲り、送電線下の伐採木など薪ボイラーに利用できる材が豊富にある。薪ストーブ用の薪を副業で生産している町民や、自伐林業家を目指す人たちもこの事業に期待している。何人かの山主に尋ねたが「何十年もかけて育てた木が朽ち果てていくのを傍観しているよりは、エネルギーとして利用され地域の活性化につながるのであれば無料で提供する」と答えてくれた。薪の加工は、100万円前後の薪割機と乾燥スペースがあれば可能だ。資金調達に時間を取られることもないし、遊休地も沢山あるので、薪置場の確保も容易だ。しかも薪ボイラー自体はシステムが単純なので、地元業者のみで設置及びメンテナンスが行える。山が動き出したようだ。

(文)河合純男/（写真）木檜公明　みなかみ地域エネルギー推進協議会

マミーｓ'日記

環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

軍人と警察官と難民と

パリで130名の死者を出したテロが起きたのは2015年11月。背景には中東地域の政情不安定があり、二度目となった今回のフランス滞在では、パリの地下鉄や道端でも、紛争地から逃げてきたシリアからの難民だという紙を掲げて座り込んでいる人々を多く見かけました。もともと旧植民地からの移民が多く第二、三世代が活躍するようになったことに加え、こうした難民の流入によって社会がますます多様化し、同時に「フランス人とは何か」という議論が大きくなっている中、移民排斥を掲げたマリン・ルペンが、大統領選の決選投票にまで勝ち進んだことは、フランス社会に大きな衝撃を与えたように思います。

今回感じたもう一つの変化。それは、軍人や警察官が日常的に見かけるようになったことです。ツール・ド・フランスのゴールでも、フランス最大のお祭りであるフランス革命記念日（キャトーズ・ジュイエ）でも、人混みができるところには常に警備されていました。また、フランスでは基本的に子供の一人歩きはダメといわれているので、子供たちのスクールバスの送り迎えに行かねばならないのですが、イスラム教にとって特別な礼拝日である毎週金曜日や、祭事がある日には、いかつい散弾銃をかついだ迷彩服の集団をバス停周り含め、いたるところでみかけました。観光地などなにもない郊外の地で、かなりの違和感です。

戦争は最大の環境問題ともいわれますが、きな臭くなってくる今般の社会情勢の中、願うは穏やかで平和な日々です。

（文・イラスト）田宮代子

「Boulogne のカフェ _ バス停裏 _2017」

北川湿地に生きた生き物たち 第５回ゲンジボタルとヘイケボタル

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分で埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。

かつて北川湿地には，無数ともいえるほどのゲンジボタルとヘイケボタルが生息していました。おそらく地元の人も知らなかったのでしょう。私たちが2007年にゲンジボタルの乱舞を発見して，アセス会社の人に連絡すると,「こんなすごいホタルは見たことがない」とまで言わしめたのを思い起こします。それでも，採集をして別の場所で保存し，「仕事で」生息地を埋めてしまうのですから，人間とは哀しいものです。

北川の谷戸の最上流部では，ゲンジボタルの無数ともいえるほうき星のような光が，6月上旬に観察できました。神奈川県では準絶滅危惧種のヘイケボタルは,6月に北川の下流域から光りはじめ,7月にかけて徐々に上流へと光の帯を広げていきました。その光る様子は，まるでプラネタリウムのようでした。これほど大規模にヘイケボタルが生息していた場所は貴重でした。

私たちは，これらのホタルに促されるように北川湿地の保全活動を展開しました。また，異常に速いスピードで埋められたことを知らされたのも，ホタルの出現する頃でした。ホタルが私たちに示したメッセージだったのでしょう。詳細は「失われた北川湿地　なぜ奇跡の谷戸は埋められたのか？」に詳述しましたので，お読みいただければ幸いです。

（文）三浦・三戸自然環境保全連絡会
横山一郎

ヘイケボタルの頃に咲いていたコクランの花
2008年7月5日　横山一郎撮影

事務局より

みなさま、いかがお過ごしでしょうか。今回、会報の発行が遅れまして申し訳ございません。
また、2月末からのこの間、たくさんの方々に会費や寄付をお送りいただきましたことに、心から感謝申し上げます。今回の通信には、ジュゴン訴訟カンパチラシと収納案内を同封しておりますので、一度ご覧いただけますと幸いです。また、会費の確認がまだの会員様には、7月中旬頃から継続のお願いのお電話をさせていただく予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、過ごしやすい季節になり、私も家族で出かけてきましたので、ご紹介します。場所は静岡県掛川市の森と清流に囲まれた山間部。せせらぎの脇にあるもみじの木の枝葉の間に、何やらベージュ色の泡のかたまりが…。

正体は、モリアオガエルの卵塊でした。図鑑では見たことがあっても実際には初めてでしたので、とても不思議な気分でした…今度はどんな発見があるのか、次も楽しみです。

Fund for the Rights of Nature
「自然の権利」基金

ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信　vol.77

〒４５３－００１５　愛知県名古屋市中村区椿町１５－１９　学校法人秋田学園名駅ビル２階
ＴＥＬ．０５２－４５９－１７５２　ＦＡＸ．０５２－４５９－１７５１
E-mail shizennokenri@green-justice.com　URL http://www.f-rn.org/
【振替口座】０１０７０－６－３１１７９「自然の権利」基金